

りんご保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	株式会社 F i v e B o x e s
代表者氏名	代表取締役 河村 憲良
所在地	岐阜県加茂郡八百津町野上 899-2
電話番号	0574-58-7272

2 事業の目的、保育方針

事業の目的	① 児童福祉法に基づき、小学校就学前の子供（ただし、4月1日時点で満3歳未満児に限る）に対する教育ならびに、保育を実施するとともに、保護者に対する子育て支援事業を行う。
保育方針	① 待つ保育を大切にする事で、自ら考え行動する生きる力を培う。 ② 褒めて認める事で、信頼と愛情を築き、アイデンティティを高める。

3 施設の概要

施設の種類	小規模認可保育事業
施設の名称	りんご保育園みたけ
開設年月日	令和 2年 4月 1日
施設の所在地	岐阜県可児市御嵩町上恵土 1063 番-2
連絡先	電話番号 0574-58-7710
管理者	園長 三宅 友美
利用定員	総定員 12 人 0歳児定員 3 人 1歳児定員 4 人 2歳児定員 5 人
職員数	11 人
嘱託医	キッズクリニックありす 浅井 俊行 TEL 0574-61-5001 三共歯科医院 岩田 尚親 TEL 0574-62-4488
連携施設	公立保育園（伏見、上之郷）

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から金曜日まで（祝休み） ※土曜日は可児市の「りんご保育園いまわたり」にて、代替保育を実施 8：30～17：30の預かり。 ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間認定	8時00分～16時00分（8時間）

5 施設・設備等の概要

建 物	構 造	鉄骨造 陸屋根葺 1階建 （耐火建築物）	
	延床面積	96.68 m ²	
施設の内容	設 備	部屋数	面 積
	保育室（2歳児室）	1 室	13.67 m ²
	ほふく室（1歳児室）	1 室	20.15 m ²
	乳児室（0歳児室）	1 室	10.17 m ²
	調理室	1 室	13.44 m ²
	事務室兼医務室	1 室	7.45 m ²
	収納庫	1 室	5.46 m ²
	子ども用トイレ	1 室	7.29 m ²
	職員用トイレ	1 室	1.86 m ²

6 職員の状況（令和5年度 現在）

職種	常勤	常勤者の資格	職種	非常勤	非常勤者の資格
園長	1 人	保育士	保育士	5 人	保育士
保育士	3 人	保育士	調理員	3 人	
看護師	1 人	看護師			

本園では児童福祉法の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは園のしおりに記載のとおり。

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的にとりいれています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。相談の上、除去等の必要な対応を取ります

(4) 健康診断

① 健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については個別にお知らせします。

② 身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については連絡アプリにてお知らせします。

③ 歯科検診

年1回、嘱託歯科医が検診します。結果については個別に手紙でお知らせします。

(5) その他

・子育て支援事業の実施。

8 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた町が決定した金額を、本園に対してお支払いいただきます。

(2) 教育・保育に係る上乗せ徴収及び実費徴収

(1)に掲げる保育料のほか、上乗せ徴収及び実費徴収として下記の費用を負担していただきます。

費用の種類	納付金	徴収の理由・金額など
延長保育料	月額に上乗せ	認定を受けた保育必要量区分を超えた場合（詳細は別紙参照）

9 支払方法

園が指定する方法、詳細は入園のしおりに記載

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 町が利用を取り消したとき、または町が利用継続は不可能であると認めたとき。
- (2) 児童の保護者が本園の方針に従わないとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険	
保険の種類	介護保険・社会福祉事業者総合保険	
保険の内容	対人	対物
	5000万円／1名 5億円／1事故	500万円／1事故
見舞金	死亡	5万円
	後遺障害	2千円～5万円
	入院	5千円～3万円／日数による
	通院	3千円～2万円／日数による

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
障 害	保育園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
死 亡	保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合 同額〕

※詳細は別途書類にて案内します。

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：可茂消防組合中消防署
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月 1 回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 三宅 友美
-------------	----------

15 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

◆個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

卒園・転園の際には、保育に関する記録等について入園・転園予定の保育園へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき…緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき…保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町 村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

16 要望 苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	河村 憲良	
苦情受付担当者	園長 三宅 友美	連絡先 0574-58-7710
受付方法	文書、電話及び面接等により受付します。	

重要事項説明書に関する同意書

保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書により重要事項の説明を行いました。

説明者：りんご保育園みたけ 園長 三宅 友美（公印省略）

私は、重要事項説明書により重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____

児童との続柄：_____

児 童 氏 名：_____